

我孫子市消防水利施設整備基準

制定 令和 6 年 3 月 22 日

施行 令和 6 年 4 月 1 日

1 趣旨

この基準は、我孫子市開発行為等運用・審査基準により、消防水利施設の整備基準に関し必要な事項を定めるものとする。

2 消防水利に関する指導基準

消防水利は、消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）に適合すること。

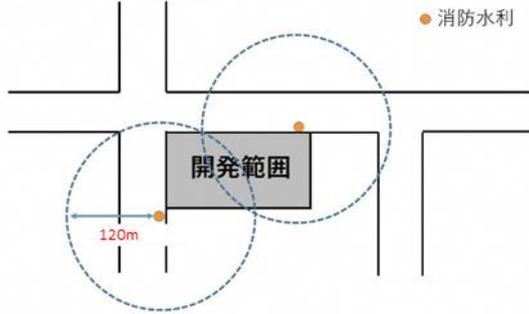
3 配置基準

- (1) 開発等に係る敷地の全域が、公設の消防水利を中心として、半径 120 m の円をかいた場合に、消防活動上有効に包含されるように配置すること。
- (2) 開発等に係る敷地の全域が包含されない場合には、消防活動上有効な消防水利を設置すること。
- (3) 河川・鉄道・片側 2 車線等交通量の多い道路又は歩行距離等により消火活動に支障がある場合は有効水利とみなさない（図 1 参照）。
- (4) 隣接する市の消防水利は有効水利とみなさない。
- (5) 開発等に係る敷地の面積が 3,000 m² 以上又は建築物の延べ面積 3,000 m² 以上の場合は、消防活動上有効な位置に防火水槽 1 基以上を設置すること。
- (6) 消火栓及び防火水槽の割合を考慮し、消火栓のみに偏することがないように配置すること。

図 1 消防水利の包含判定例

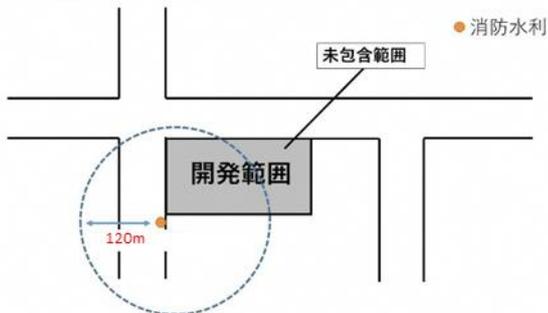
良い例

消火栓等 2 栓で開発範囲すべてを包含している。



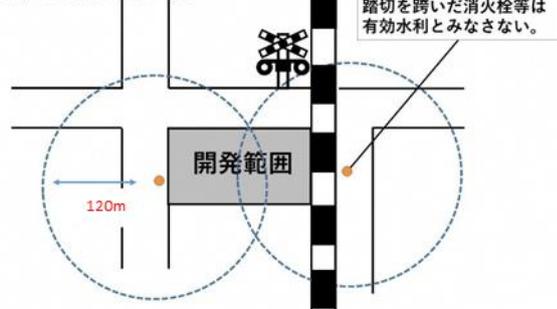
未包含の例 1

開発範囲すべてを包含できていない。= 未包含範囲がある。



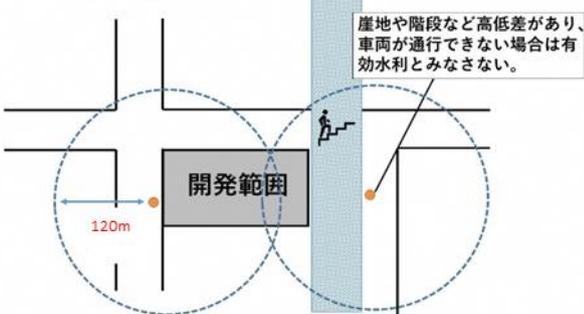
未包含の例 2

鉄道や踏切を跨ぐ場合



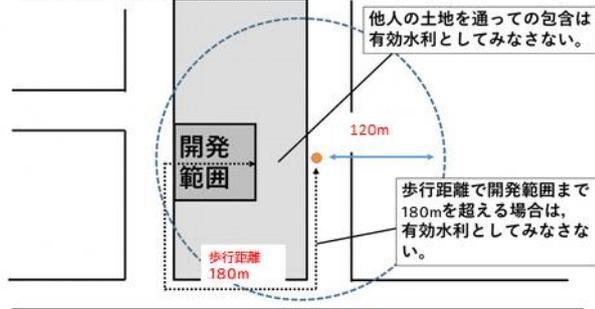
未包含の例 3

崖地や法面・階段など



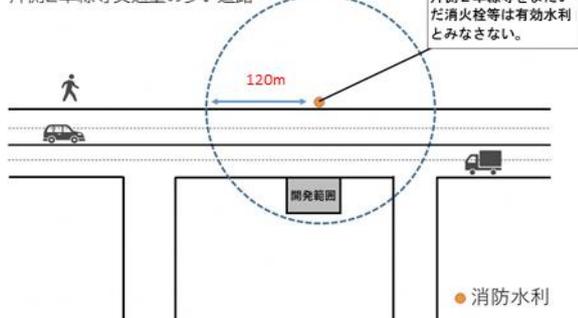
未包含の例 4

歩行距離が180mを超える場合



未包含の例 5

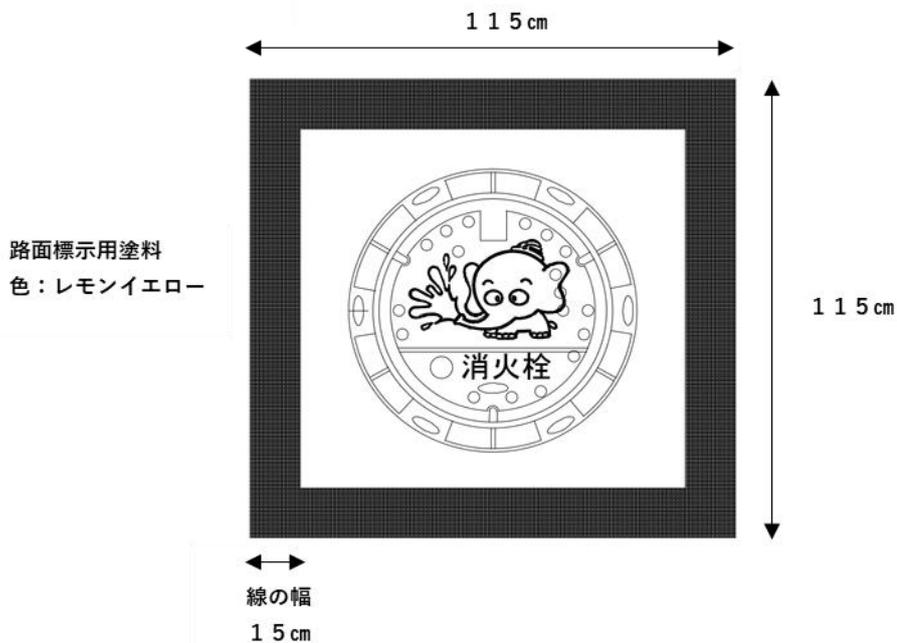
片側2車線等交通量の多い道路



4 消火栓の基準

- (1) 呼称65の口径を有するものであって、直径150mm以上の管に取り付けられているものであること。ただし、管網の一辺が180m以下となるように配管されている場合は、管網の管の直径を75mm以上とすることができる。
- (2) 私設消火栓の水源は、全ての私設消火栓（最大5個）を同時に開弁したときの各取水可能量が毎分1m³以上であって、かつ連続40分以上の給水能力を有するものであること。
- (3) 消火栓を設置する場合は、消火栓蓋の周囲4辺を囲むように、レモンイエロー色のペイントで表示すること。（図2参照）ただし、付近の状況や景観を考慮する必要が認められる場合は別途協議すること。
- (4) その他消火栓の設置に伴い必要となる事項については、各関係機関と別途協議すること。

図2



5 防火水槽の基準

(1) 分類

本基準による防火水槽の分類は次のとおりとする。

公設 防火水槽	我孫子市に用地及び付帯施設を含め帰属し、消防本部が維持・管理する防火水槽
私設 防火水槽	我孫子市以外が所有し、維持・管理する防火水槽

(2) 区分

水槽は設置する場所により次のように区分する。

I 型	自動車が進入するおそれのない公園・宅地などの地下に設置するもの
II 型	上記以外の場所の地下に設けるもので総重量 200 k N の自動車荷重が載荷されるもの

(3) 防火水槽の種類

防火水槽は原則として、財団法人日本消防設備安全センターが認定した二次製品防火水槽を使用すること。ただし、私設防火水槽については、現場打ち防火水槽又は地中ばり防火水槽とすることができる。

(4) 基本構造

ア 容量は 40 m³以上とし、鉄筋コンクリート造とすること。

イ 原則として平地に設置し、地下式とすること。ただし、地下式が設置できない場合は半地下式とし、高さ 50 cm 以下とすること。

ウ 地表面から取水部底面までの落差は 4.5 m 以下であること。

エ 吸管投入孔は丸型を原則とし、内径 60 cm 以上のものを 2 箇所以上設けること。

オ 吸管投入孔の直下に、底設ピットを設けること。幅は一辺が 60 cm 以上の方形または円形とし、深さは 50 cm 以上とすること。

カ 我孫子市に帰属する防火水槽の鉄蓋は、市章及び消防本部名の表記をした我孫子市指定の鉄蓋を使用すること（図3参照）。

図3 防火水槽の鉄蓋平面図

我孫子市管理の場合



- ・我孫子市市章表記あり
- ・我孫子市消防本部表記あり
- ・蝶番連結型
- ・袋式パール穴 左右2カ所
- ・開閉式パール穴 1カ所

事業主管理の場合



- ・市章表記なし
- ・我孫子市消防本部表記なし
- ・蝶番連結型
- ・袋式パール穴 左右2カ所
- ・開閉式パール穴 1カ所

キ 水槽は十分な強度を有し、かつ水密性が確保されるものとし、消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成3年4月22日消防消第96号）第4条に定める防火水槽（林野分）規格以上のものとする。

ク 水槽内部には、給水管・配水管・電気配線等他用途の配管を

通さないこと。

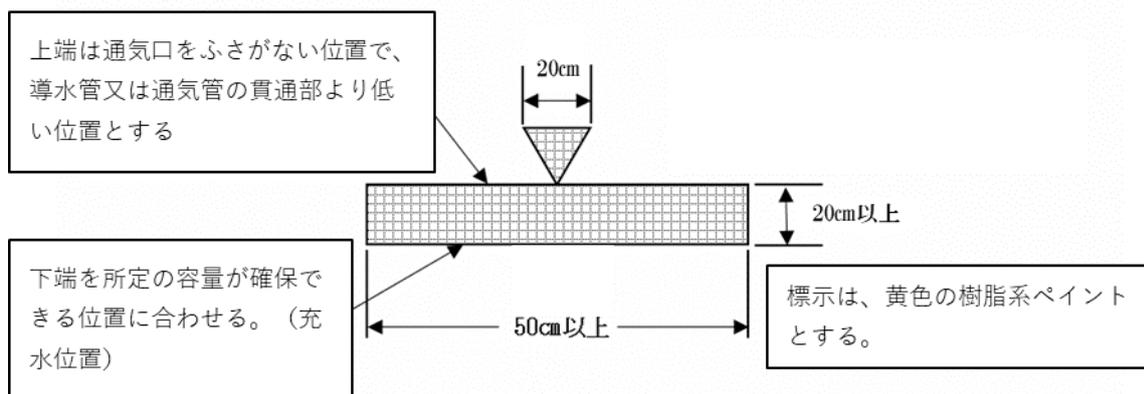
ケ 吸管投入孔から水槽底に降りることができるようタラップ等を設けることとし、その埋設部が漏水の原因とならない構造とすること。

コ 基礎は割栗・砕石敷20cm以上とするなど、必要な基礎固めを行うこと。

サ 給水栓は設置しないこと。ただし、飲料水用耐震性貯水槽は除く。

シ 水槽内の壁面に充水の最高限度、充水量を樹脂系の黄色のペイントで表示をすること。(図4参照)。

図4 充水限度の標示例



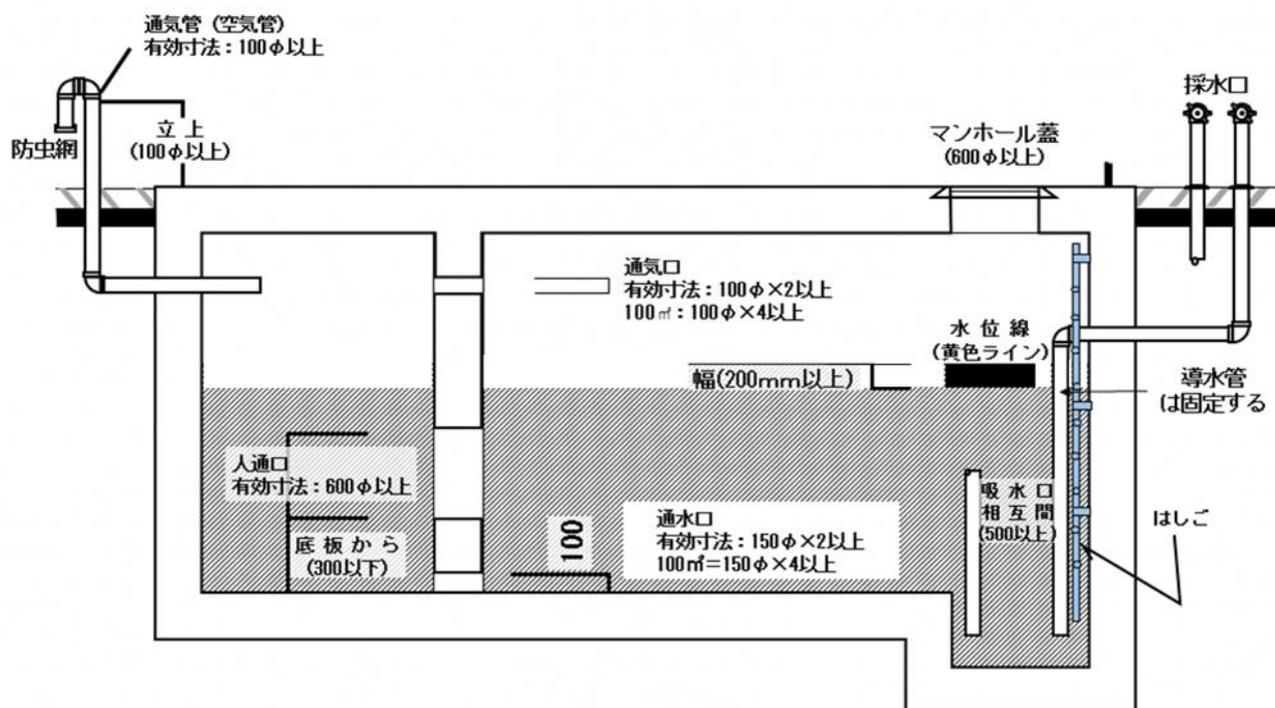
(5) 現場打ち防火水槽の構造基準

現場打ち防火水槽は、前(4)の基準に適合するものとし、消防防災施設整備費補助金交付要綱(平成3年4月22日消防消第96号)第4条に定める防火水槽(林野分)規格以上のものとする。

(6) 地中ばり防火水槽の構造基準(図5参照)

地中ばり防火水槽は、次に掲げる以外については、前(4)の基準に適合するものとし、消防防災施設整備費補助金交付要綱(平成3年4月22日消防消第96号)第4条に定める防火水槽(林野分)規格以上のものとする。

図5 地中ばり防火水槽標準参考図



ア 上階が居室等の場合、必要に応じて天井に防湿工事を施すこと。

イ 吸管投入孔を設けられない場合は、点検口・採水口、及び通気管を設けること。

(ア) 点検口は直径50cm以上とすること。

(イ) 採水口は単独配管(口径100mm以上)を2口以上設けることとし、100m³型以上の防火水槽については、4口以上設けること。

(ウ) 標準ポンプ車を使用して、1m³/min以上の取水ができるように設計すること。

(エ) 吸水口は底設ピット床面より20cm程度離すこと(図6参照)。

(オ) 採水口の取り付け高は、地盤面から結合部の中心まで0.5m以上1.0m以下とし、採水口相互間は50cm程度離すこと。

(カ) 採水口の材質は、強度・耐蝕性及び耐熱性を有するものと

し、結合部は呼称75mmのメスねじで、JIS B 9912（消防用ねじ式結合金具の結合寸法）に適合すること（図7参照）。

図6 吸水口設置例

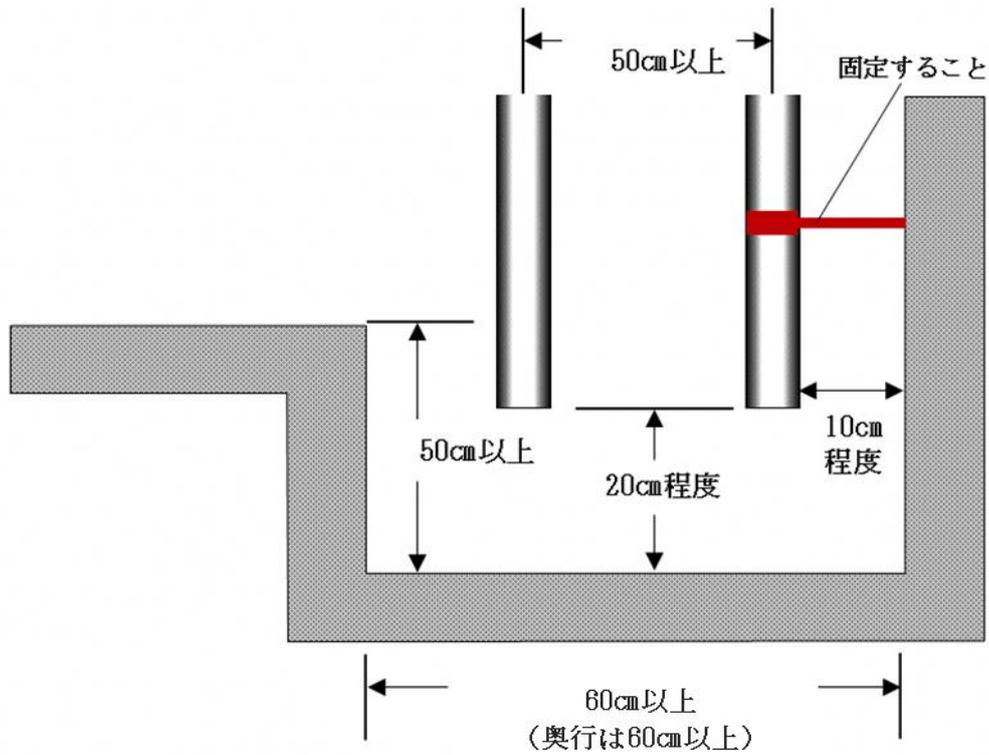
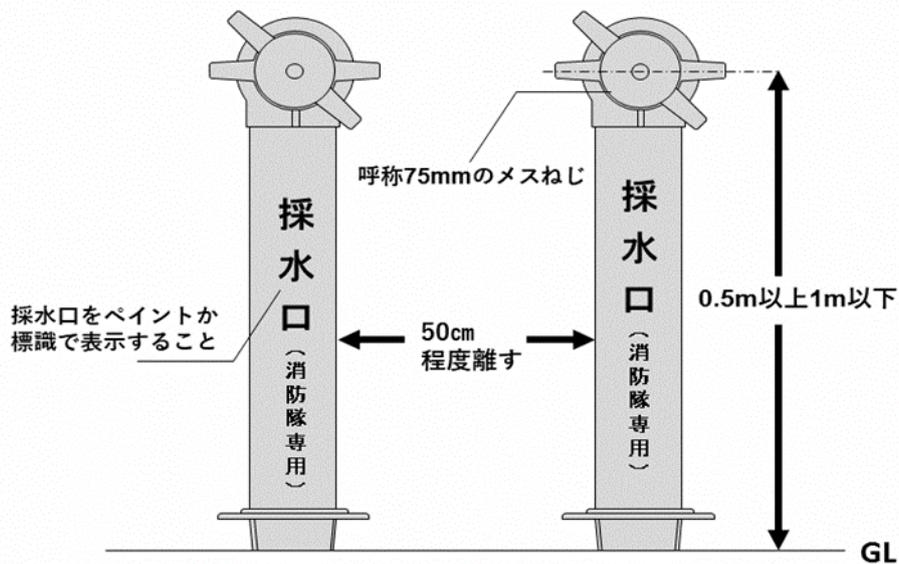
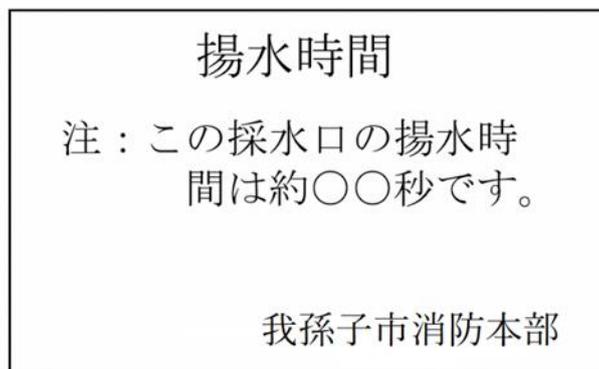


図7 スタンド型採水口



(キ) 揚水時間が30秒以上かかる場合は、採水口付近にその旨を表示すること（図8参照）。

図8



(ク) 通気管は口径100mm以上とすること。ただし、100m³型以上の防火水槽は150mmとし、先端は180度曲げて異物の混入を防止するための網を設けること。

また、材質は耐久性及び耐腐食性を有するものとする。

イ 水槽が区画されている場合は、硬質の塩化ビニール管等を使用し各区画ごとに通気口・通水口及び人通口を設けること。

(ア) 通気口は、口径100mm以上とし、はりの上部に2か所以上設置すること。（100m³水槽の場合は4か所）。

(イ) 通水口は口径150mm以上で各はりの下部に2か所以上（100m³水槽の場合は4か所）とし、底盤に接するよう

にすること。

(ウ) 人通口は直径60cm以上とすること。ただし、各区画に点検口を設ける場合は、その限りではない。

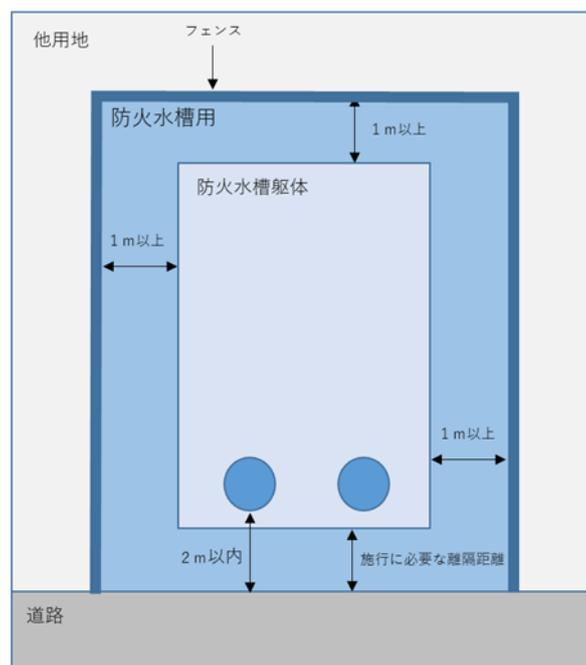
(7) 防火水槽用地の基準

ア 防火水槽は道路脇等、消防車両が容易に接近できる位置とし、停車位置から吸管投入孔まで概ね2m以内とすること。

イ 防火水槽は、周囲に1m以上の用地を確保し（図9参照）、危

- 險防止のため他用地との境界にはフェンス等を設置すること。フェンスは、高さ1.2m以上とすること。ただし、付近の状況や景観を考慮する必要が認められる場合は別途協議すること。
- ウ 市管理公園への設置については、公園管理者と協議し公園の占用条件を満たすこと。
- エ 防火水槽用地は、原則として車両が用地に進入または駐車できないように車止め等を設置すること。車止めの間隔は1mから1.5m間隔とし、チェーンは外すことができないように固定すること。
- オ 防火水槽の用地の境界には、当該境界を明確にするための表示をすること。
- カ 公設防火水槽用地の地表面は、原則として、コンクリート舗装（厚さ10cm以上）とする。ただし、付近の状況や景観を考慮する必要が認められる場合はこの限りではない。
- キ 防火水槽を設置した場合は、標識を設置すること（図10参照）

図9



とし、水張検査は充水時から7日間のデータ及び写真の提出により免除とすることができる。

また、防火水槽以外の消防水利施設及び付帯施設については、完成検査のみ実施する。

(1) 基礎検査

(2) 配筋検査（二次製品防火水槽は免除）

(3) 躯体検査

(4) 水張検査（写真及びデータの提出により免除）

(5) 完成検査

8 補足

この基準に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

また、我孫子市開発行為に関する条例第28条に該当する場合についても、適用するものとする。